

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 70歳到達後の年金請求 —

Q：今年の5月に71歳になった親戚が老齢年金の受給手続きをしていなかったそうです。今から手続きをしても、5年より前の期間分については時効により受給できないのでしょうか？

A：令和4年4月から老齢年金繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、

①70歳に到達した日後の繰下げ受給が可能

なっています。また、これに伴う制度改正で、令和5年4月より、繰下げを希望し65歳時点では年金の請求をしなかった場合でも、

②70歳に到達した日後に繰下げ申出をせず「受給権発生（65歳）時点からの本来の年金をさかのぼって」受け取ることを選択した場合、「請求の5年前の日時点で繰下げ申出」したものとみなし、増額した年金の5年分を一括して受給できる（**特例的な繰下げみなし増額制度**）

ようになりました。対象となるのは昭和27年4月2日以降に生まれた方、または平成29年4月1日以降に受給権が発生した方です。

①では繰下げ請求時点の増額率で計算された年金が将来に向かって支給されるのに対し、②では請求手続の5年前の日時点の増額率で年金が計算され、過去5年分は一括で、以後は同じ増額率で計算された年金が支給されます。

お尋ねの通り、年金を受ける権利（基本権）は権利発生後5年を経過すると時効により消滅します。②は本来の年金を受給権発生時点にさかのぼって受け取る請求ですが、請求の5年前の日より前の期間については時効にかかるため、時効にかからない請求の5年前の日時点で繰下げ申出したものとみなしています。



法改正ニュース

— 精神障害の労災認定基準の改正 —

（令和5年9月1日～）

①業務による心理的負荷評価表の見直し

* 「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（カスハラ）や「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」の追加や統合

* 心理的負荷の強度の具体例を拡充

②精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲の見直し

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、**悪化した部分について業務起因性**を認める

③医学意見の収集方法の効率化

専門医3人の合議で決定していた事案について、特に困難なものを除き1名の意見で決定

最近のニュースから

「年収の壁」対策 助成金の申請受付開始

厚生労働省は、「年収の壁」対策の一環として設けたキャリアアップ助成金申請の申請受付を始めた。次の年金制度改革実施までの暫定措置として2025年度末まで受け付け、パート従業員らが働き控えをすることによる働き手不足の解消をねらう。

36協定届の本社一括申請 手続き簡素化へ

厚生労働省は、36協定届の手続きを簡素化し、本社がまとめて1回で申請できるようにする。これまでは事業所ごとに所轄の労基署に届け出るルールで、協定内容が同じ場合のみ本社一括申請が可能だった。厚生労働省の審議会で議論のうえ、23年度中にも通達や省令改正などを見直し、適用する。